

筑西広域市町村圏事務組合の単純な労務に雇用される職員の
給与の種類及び基準に関する条例

昭和 56 年 11 月 1 日
条例第 11 号

改正 令和 2 年 2 月 19 日 条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 57 条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 職員の給与の種類は、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和 48 年組合条例第 3 号）及び筑西広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年条例第 1 号）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の給与の例による。

(給与の基準)

第 3 条 職員の給与の基準は、一般職員の給与を基準として、職務の特殊性及び実態を考慮して管理者が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行前に支給された給与の決定その他の手続は、この条例の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（令和 2 年 2 月 19 日 条例第 2 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。